

# 欧洲拡大とユーロ

## (EU拡大研究会報告・その4)

### 海外調査部・欧洲課

本リポートは、新規加盟国でのユーロ導入へ向けての展望と、安定・成長協定 (SGP、*Stability and Growth Pact*) について、ジェトロ海外調査部欧洲課主催の研究会（2003年11月19日）において、慶應義塾大学・経済学部嘉治佐保子教授に解説いただき、取りまとめたものである。

### 1. 新規加盟国についての欧洲委員会報告

欧洲委員会が2003年11月5日に発表した「EU加盟10カ国の準備状況評価報告」によると、2004年に新規加盟する10カ国は、迅速かつ完全に、既存の予算サーベイランスと経済政策の協調を適用される。新規加盟国は、2004年版の「Broad Economic Policy Guidelines (BEPG)」に含まれて個別の勧告 (recommendations) を受け、2005年1月の「Implementation Report on the BEPG」にも含まれることになる。

予算サーベイランスに関しては、欧洲委員会は、新規加盟国の加盟と同時に、必要なら過剰財政赤字手続き (EDP、Excessive Deficit Procedure) を開始することができる。

為替レートに関しては、新規加盟国は加盟と同時にEC条約で定められたとおり、為替レート政策を共通の問題として認識しなければならない。また加盟後に申請すれば、中心レートと変動幅に関する合意を得ることでERM-II（為替相場メカニズム-II、Exchange Rate Mechanism-II）に参加できる。ただし、為替レート体制をほかのマクロ経済問題と独立に考えることはできないので、ERM-II参加は名目的にも実質的にも収束に貢献しなければならない。つまり、経済状態が混乱して破綻するようなことになるのであれば、ERM-IIには入らないで欲しいということである。ERM-IIは、ある程度の伸縮性は持っているが、大幅な変動をみる資本移動や、巨額の財政赤字、大きな経済ショックの危険に鑑みれば、しばらくはERM-IIに参加しない方が好ましいかもしれないという表現がレポートに出てくる。

このERM-IIの先にある経済通貨同盟(EMU)については、加盟と同時に「with a derogation」（まだユーロを導入する条件を満たしていないということ）で参加する。新規加盟国は、ユーロ導入を究極の目的として、それを達成するための戦略を提出しているが、これは国によって異なる。タイムテーブルはEC条約には示されていないが、高い水準の持続可能な収束に向けた政策を採用することが義務づけられている。この点に関しては少なくとも2年に1回、あるいは条件を満たしていない加盟国から申請があったときに、調査が行われる。最初の調査は、2004年末の「収斂報告 (convergence report)」として提出される予定

である。

## 2. ヨーロピアン連合の展望

### (1) マクロ経済状況

GDP 水準と GDP 成長率については、表 1 に示すとおりである。

表 1 : EU 加盟国および加盟候補国の GDP 総額および GDP 成長率 (2002)

	GDP 総額(10 億ユーロ)	GDP 成長率(%)※
ベルギー	260.01	0.7
デンマーク	183.73	2.1
ドイツ	2,110.40	0.2
ギリシャ	141.35	3.8
スペイン	696.21	2.0 (予測)
フランス	1,520.80	1.2
アイルランド	129.34	6.9
イタリア	1,258.34	0.4
ルクセンブルク	22.40	1.3
オランダ	444.65	0.2
オーストリア	218.33	1.4
ポルトガル	129.28	0.4
フィンランド	139.72	2.2
スウェーデン	255.42	1.9
英国	1,660.13	1.7
現加盟 15 カ国	9,170.13	1
ユーロ圏	7,070.84	0.8
ブルガリア	16.58	4.8
キプロス	10.76	2.2
チェコ	73.87	2
エストニア	6.90	6
ハンガリー	69.89	3.3
ラトビア	8.94	6.1
リトアニア	14.65	6.7
マルタ	4.10	1.5
ポーランド	200.20	1.6
ルーマニア	48.36	4.9
スロバキア	25.15	4.4
スロベニア	23.35	2.9
トルコ	191.71	7.8
新規加盟 10 カ国	437.81	2.4

※GDP 成長率は実質(1995=100)

出所: 欧州委員会および欧州統計局 (Eurostat) 「Annual Macro Economic Database (AMECO)」

続いて表2「一般政府財政赤字と債務のGDP比率」をみると、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニアの4カ国が、マーストリヒト条約の財政に関する収斂条件を満たしている。

表2：新規加盟国的一般政府財政赤字と債務のGDP比率(2002)

	財政赤字GDP比率	債務GDP比率
キプロス	△3.5	58.6
チェコ	△3.9※	27.1
エストニア	1.3	5.8
ハンガリー	△9.2	56.3
ラトビア	△3.0	15.2
リトアニア	△2.0	22.7
マルタ	△6.2	66.4
ポーランド	△4.1	41.8
スロバキア	△7.2	42.6
スロベニア	△2.6	28.3

出所: 欧州委員会(2003)「Comprehensive Country Monitoring Reports」

※ チェコは CKA (Czech Consolidation Agency)の損失を除外。これを含めると、2001年と2002年の一般財政赤字は推定でそれぞれ143億チェコ・コルナと764億チェコ・コルナに悪化する。

## (2) 欧州委員会による各国の評価

欧州委員会の2002年の「Regular Reports」と2003年の「Comprehensive Country Monitoring Reports」によると、EC法が加盟国にEMUに関連して求めていることは以下の3つにまとめることができる。

- ①中央銀行の独立性確保
  - ②中央銀行による国家に対する直接金融の禁止(中央銀行が国債を直接政府から買って財政赤字を賄ってはいけないということ)
  - ③公的機関が金融機関に対し、優先的にアクセスを持つことの禁止(公的機関が、民間資金需要に優先し、より低い金利での貸し付けを要請してはいけないということ)
- この①、②、③という三つのルールは、国レベルの法律に取り込まれなくてはならない。またこれとは別に、為替レート政策と経済政策の協調、および安定・成長協定と欧州中央銀行システム法の遵守も含まれている。

2003年のレポートで、EMUの分野において、加盟交渉から生じるコミットメントと条件を満たし、加盟と同時にアキ・コミュノテール(EUの基本条約に基づく権利と義務の総体)を適用する準備が整っているとの判断を受けたのは、キプロス、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、マルタである。

その他の国については、

エストニア：②と③はクリアしているが、①があと一步で、中央銀行法の最終的修正がまだ必要とされている。

ラトビア：②と③はクリアしているが、エストニア同様、①があと一步。中央銀行法の修正によって、金融政策決定にかかるメンバーの個人的独立性を確立することが必要とされている。

リトアニア：②と③はクリアしているが、①があと一步。中央銀行法の最終的修正が必要

ポーランド：①が一部のみしか達成されておらず、「急いで必要な法的修正を実行することが必要」。

10 カ国の中で一番改革が進んでいるとされるのがスロベニアで、遅れているとされるのがポーランドである。

当初、ユーロ参加に関しては、ハンガリー、スロバキア、ポーランドが 2006 年～2008 年、  
チェコが 2009 年～2010 年を目標としていたが、2003 年初めあたりから財政赤字の対 GDP  
比率に関する基準を満たすことが難しいという認識が広まった。

### **(3) 市場の見方(別添参照)**

市場がどう考えているかは、データが入手可能だった三ヵ国について、別添「ドイツ 10  
年物国債との(週平均入札)金利差」に示した長期金利の収束から推測できる。

特にハンガリーとポーランドについては 2002 年 10 月以降、一時的に金利差が縮小した。  
その背後には、アイルランドが EU 拡大を可能にするための制度的変更などを規定するニ  
ース条約を国民投票で批准したこと、欧州理事会が EU 拡大の財政的枠組みに合意したこ  
とがある。

しかしより最近は、財政赤字拡大もあってチェコ以外金利差が拡大している。

## **3. 安定・成長協定について**

安定・成長協定(SGP、The Stability and Growth Pact)とは、EMU 開始後にも財政規律  
を守ることができるのかという懸念に対する EU の答えと言える。97 年に採択され、99 年 1  
月 1 日のユーロ導入と同時に発効した。

### **(1) 安定・成長協定の 3 つの要素**

#### **(a) 政治的コミットメント**

委員会参加国理事会による財政サーバランスを、完全かつタイムリーに行うというコ  
ミットメント。97 年のアムステルダム・サミットで合意された「Resolution」に含まれ  
ている。

### **(b) 定期的なサーベイランスを通じての防止的要素**

この目的のための欧州委員会規則（1466/97）では、財政収支の多角的サーベイランスと経済政策の協調を求め、参加国が「stability and convergence programmes」（向こう3年間を含む中期的プログラムで、ユーロを導入した国は安定プログラム、まだ導入していない国は収斂プログラム）を提供し、提出することが義務付けられている。この報告書は、委員会と経済財政委員会（Economic and Financial Committee、アムステルダム条約114条（マーストリヒト条約109c条）に基づいて設立された委員会で、99年1月1日以前は金融委員会（Monetary Committee）であった）が評価し、ECOFIN理事会が審査することになる。

### **(c) 3 %の基準値を超えた場合の制止的要素**

参加国に迅速な「是正措置」（corrective action）を取ることを求める、必要であれば制裁を課すことを許している。

## **(2) 過剰財政赤字是正手続き (EDP 、Excessive Deficit Procedure)**

EMUに参加する各政府が、ユーロ圏全体にインフレ圧力を波及させかねない高水準で無責任な借り入れを行わないように設けられたマーストリヒト条約の規定（第104C条）。年間の財政赤字はGDPの3%以内、債務残高は60%以内という基準を設定し、過剰な財政赤字を防ぐことを義務付けている。また過剰な財政赤字を見つけ、これに対処するために、罰金を含む手続を提示している。この条項の抑制力をより有効にするためにSGPが作られた。

## **(3) 過剰な財政赤字を見つけ、参加国に是正を求めるにはどうするか**

欧州委員会と経済財政委員会の報告と意見に基づいて、どのような手続きをどのタイミングで踏んで理事会が過剰な財政赤字が存在すると決定するに至るかは、EDPに書かれている。欧州委員会は年2回（3月1日および9月1日が期日）、参加国が提出するデータに基づいて各国の財政状況の評価を行う。そして理事会はデータ提出期日の3カ月以内に、過剰な財政赤字が存在するかどうかを決定する。

以下の場合、3%を超える財政赤字でも例外的に制裁には当たらないと判断される：

- (a) 当該参加国のコントロール範囲を超えた出来事で、一般政府の財政収支に大きな影響がある出来事に起因する場合
- (b) 実質GDP成長率がマイナス2%以下の深刻な景気後退に起因する場合

このような例外が認められず理事会が過剰な財政赤字が存在すると決めると、欧州委員会は当該参加国に勧告（recommendations）を行い、4カ月以内に赤字を是正するための有効な措置を取るよう伝える。有効な措置とは、過剰な赤字が存在することが決定された翌年には、是正が終了するような措置。もし4カ月経過しても有効な措置が取られない場合にはこれを公表し、さらに1カ月以内に警告を与え、それでも当該参加国が措置を起こさなければ、理事会は通常、遅くとも2カ月後までに制裁を課すことを決定する。

#### **(4) 制裁はどのような形になるか**

当初は欧州委員会に無利子の預託金を置く。金額は GDP の 0.2% の固定分と、赤字の大きさにリンクされた変動部分からなる。欧州委員会は毎年、預託金追加を要求すると決めることができるが、年額は GDP の 0.5% を超えないという制約がある。預託金が罰金に変わるのは、2 年たっても過剰な財政赤字が是正されていないと理事会が決めたときである。

#### **(5) 過剰財政赤字があると決定された国々**

##### **〔ポルトガル〕(2002 年 11 月 1 日決定)**

2002 年前半に社会党から中道右派に政権交代があり、新政権が 2001 年の財政赤字 GDP 比率が 4.1% だったと公表して緊縮政策を採用。2002 年の財政赤字 GDP 比率は 2.7% に低下しているが、欧州委員会では、一時的な措置によるところが大きいと評価している。

##### **〔ドイツ〕(2003 年 1 月 21 日決定)**

2002 年・2003 年・2004 年と 3 年連続で財政赤字 GDP 比率が 3% を超えることが明らかになっている。欧州委員会はドイツに 2004 年の財政赤字を 0.8% 削減するよう勧告を出した（ドイツは 0.6% の削減を計画）。2003 年 11 月 17 日付の『フィナンシャル・タイムズ』にアイヒェル財務相が投稿し、協定を純粋に機械的に解釈することに対する批判を展開。かつてヴァイゲル独財務相が当時のアルテウイ仏財務相と対立しながら守り通した、SGP を純粋に機械的に解釈することを、現在の独財務相が批判している形になっている。

##### **〔フランス〕(2003 年 6 月 3 日決定)**

2002 年が 3.1%、2003 年が 4%、2004 年も 3% を超えることが明らかになっている。2005 年までは 3% より低い赤字にはならないと宣言。欧州委員会は 2004 年の財政赤字を 1% 削減するよう勧告した（フランスは、努力はするが 1% は削減しないと表明）。

#### **(6) フランス・ドイツを巡る最近の動向**

結局、2003 年 11 月 25 日に開催された ECOFIN 理事会では、フランスおよびドイツの財政赤字問題について、制裁手続きの停止が決議された。

#### **(7) 何故このような状況になったのか**

SGP の背景には、ドイツにおける EMU 開始前の国内世論がある。当時は "Club Med countries" と呼ばれた地中海に近い方の国々の財政赤字拡大の懸念が、ドイツを中心とする国々にあった。

また、どういう経済学的根拠でマイナス 0.75 という数字が選ばれたのか、純粋に政治的理由でこの数字に落ち着いたのか、ということが疑問として残る。

### (8) SGP はもっと柔軟にすべきか

SGP の改革としては、これまですでに「COM (2002) 668final」の形で、2002 年 11 月 27 日に「Strengthening the co-ordination of budgetary policies」が出ている。これは ECOFIN 理事会で採択され、2003 年 3 月 21、22 日の理事会で完全に承認されている内容。①背景にある経済状況や雇用と成長をもたらすような改革が、財政状況に及ぼす影響を考慮に入れる、②財政状況の維持可能性と債務残高をより強調する、③現存する SGP 施行のための手段をより厳密かつタイムリーに実行する、④財政収支統計を改善する、などが盛り込まれているが、根本的な改定ではない。

SGP は憲法の一部にならんとしており、変更がない限り新規加盟国に対して SGP がそのまま適用される。

## 4. 結び

安定成長協定をめぐる問題の背後には、2 つの基本的な問題がある。1 つは、景気回復と財政規律をどう両立させるかというマクロ経済上の基本問題である。2 つ目は、統合に当たって国家主権をどれだけ手放すべきなのかという問題である。

これらの問題は、日本にとっても他の国々にとっても他人事ではない。

### [参考文献]

#### European Commission

[http://europa.eu.int/comm/economy\\_finance/about/activities/sgp/sgp\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/economy_finance/about/activities/sgp/sgp_en.htm)

[http://jpn.cec.eu.int/frame.asp?frame=/japanese/general\\_info/5-5-4-8.htm](http://jpn.cec.eu.int/frame.asp?frame=/japanese/general_info/5-5-4-8.htm)

[http://europa.eu.int/comm/economy\\_finance/about/activities/sgp/edp\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/economy_finance/about/activities/sgp/edp_en.htm)

Bank for International Settlements (2002) : Quarterly Review, December  
[http://www.bis.org/publ/qtrpdf/r\\_qt0212a.pdf](http://www.bis.org/publ/qtrpdf/r_qt0212a.pdf)

The Economist : October 2nd 2003, Charlemagne Don't Mention the Euro

The Economist : October 11th 2003, pp.56-57, Europe's Stability Pact

European Commission (2002a) : Strengthening the co-ordination of budgetary Policies, COM (2002) 668final

[http://europa.eu.int/comm/economy\\_finance/publications/sgp/com2002668\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/economy_finance/publications/sgp/com2002668_en.htm)

European Commission (2002b) : Regular reports for each candidate country, October  
<http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/index.htm>

European Commission (2003) : European Economy, Public Finances in EMU --- 2003, A Report by the Commission Services, SEC (2003) 571

[http://europa.eu.int/comm/economy\\_finance/publications/european\\_economy/2003/ee303en.pdf](http://europa.eu.int/comm/economy_finance/publications/european_economy/2003/ee303en.pdf)

**European Commission (2003)** : Comprehensive monitoring report of the European Commission on the state of preparedness for EU membership of the Czech Republic, Estonia, Cyprus, Latvia, Lithuania, Hungary, Malta, Poland, Slovenia and Slovakia, November 5<sup>th</sup>

[http://europa.eu.int/comm/enlargement/report\\_2003/pdf/summary\\_paper2003\\_full\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/enlargement/report_2003/pdf/summary_paper2003_full_en.pdf)

**European Commission (2003)** : Comprehensive Country Monitoring Reports

[http://europa.eu.int/comm/enlargement/report\\_2003/index.htm](http://europa.eu.int/comm/enlargement/report_2003/index.htm)

**Financial Times, various issues**

嘉治佐保子(2004):「国際通貨体制の経済学」日本経済新聞社

後藤健二 (2001) :「欧州通貨統合は何を克服したのか—ドイツから見た 1995 年  
- 1999 年」、大蔵財務協会, pp.49-52

別添 ドイツ10年物国債との(週平均入札)金利差

